

平成30年度 第6回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成30年9月27日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成30年度第4回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第27号 宮古島市自治公民館指定管理者候補者の選定について
- 日程第5 議案第28号 宮古島市学習等供用施設指定管理者候補者の選定について
- 日程第6 議案第29号 宮古島市夢実現助成事業実施要綱の一部改正について
- 日程第7 報告第2号 臨時代理処分の承認について（宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について）
- 日程第8 そ の 他 宮古地区高等学校体育連盟からの要望について
- 日程第9 そ の 他 平成30年度一般会計補正予算（第3号）【教育費関連】
- 日程第10 そ の 他 平成30年第6回宮古島市議会定例会（9月）一般質問
答弁要旨（教育部・生涯学習部）
- 日程第11 そ の 他 宮古島市教育研究所18期研究教員研究発表

議案第 27 号

宮古島市自治公民館指定管理者候補者の選定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 30 年 9 月 27 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市自治公民館条例（平成 18 年条例第 26 号）第 4 条により、指定管理者による管理を行わせる必要があるため、本案を提出します。

別紙

1. 指定管理を行わせる公の施設

名 称	位 置
荷川取自治公民館	宮古島市平良字荷川取191番地

2. 指定管理者候補者となる団体

名 称：荷川取自治会

代表者：伊舎堂 勇

住 所：宮古島市平良字荷川取74番地

3. 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第 28 号

宮古島市学習等供用施設指定管理者候補者の選定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 30 年 9 月 27 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市学習等供用施設条例（平成 18 年条例第 27 号）第 4 条により、指定管理者による管理を行わせる必要があるため、本案を提出します。

別紙

1. 指定管理を行わせる公の施設

名 称	位 置
細竹学習等供用施設	宮古島市平良字東仲宗根添1477番地2

2. 指定管理者候補者となる団体

名 称：細竹自治会

代表者：比嘉 栄功

住 所：宮古島市平良字東仲宗根添1508番地8

3. 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第 29 号

宮古島市夢実現助成事業実施要綱の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 30 年 9 月 27 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市夢実現助成事業における助成額について、要綱の整理が必要なため
本案を提出します。

別紙

宮古島市夢実現助成事業実施要綱の一部を改正する訓令

宮古島市夢実現助成事業実施要綱（平成24年宮古島市教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び金額」を削り、同条中「するものとし、助成額は1人当たり30万円以内とする。」を「する。」に改める。

第3条の見出し中「交付対象者」の次に「及び助成額」を加え、同条に次の1項を加える。

2 助成額は1人当たり30万円以内とし、前項に定める引率者が同行する場合は1組につき30万円以内とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

※夢実現助成事業

平成24年度 対象者5名＋保護者3人

保護者込み30万円以内0名

平成25年度 対象者6名＋保護者3人

保護者込み30万円以内2名

平成26年度 対象者4名＋保護者3人

保護者込み30万円以内3名

平成27年度 対象者2名＋保護者2名

保護者込み30万円以内1名

平成28年度 対象者3名＋保護者1名

保護者込み30万円以内1名

平成29年度 対象者4名＋保護者3名

保護者込み30万円以内2名

保護者同伴15名中30万円以内9名

報告第 2 号

臨時代理処分の承認について（宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第 4 条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 9 月 2 7 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

別紙

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令

宮古島市就学援助事務取扱要綱(平成23年宮古島市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加える。

第4条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「、諸手当等の収入」を削り、同号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とする。

第5条中「((生活扶助基準(第Ⅰ類+第Ⅱ類)①の3分の1+生活扶助基準(第Ⅰ類+第Ⅱ類)②の3分の2)+教育扶助(一般基準額、学校給食費のみ。)+住宅扶助(一般基準のみ。)+(期末一時扶助÷12))×12」を「(生活扶助基準(第Ⅰ類(逓減率含む。)+第Ⅱ類)+教育扶助(一般基準額)+住宅扶助(一般基準のみ。))×12+教育扶助(学校給食費)×11+期末一時扶助」に改める。

第6条第1項第5号中「学校保健安全法施行令」の次に「(昭和33年政令第174号)」を加える。

第10条第4項中「第9条」を「前条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市就学援助事務取扱要綱の規定は平成30年4月1日から適用する。